

第38回全国豊かな海づくり大会
高知県実行委員会の解散について

第38回全国豊かな海づくり大会高知県実行委員会会則（以下、「会則」という。）
第17条第1項の規程により、次のとおり本実行委員会を解散する。

1 解散の理由

「第38回全国豊かな海づくり大会」の開催に必要な事業を実施し、
会則第2条に規定する本実行委員会の目的を達成したため。

2 解散年月日

平成31年3月29日（金）

3 残余財産の帰属

会則第17条第2項の規程により、実行委員会解散時における残余財産は、
高知県に帰属するものとする。

【残余財産】

- (1) 現金預金 19,424,088円（決算見込みに基づく予定額）
- (2) 御製碑

【会則（抜粋）】

（目的）

第2条 実行委員会は、第38回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）
の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

（解散）

第17条 実行委員会は、第2条の目的が達成され事業報告を行った後に解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、高知県に帰属するものとする。